

安心・安全なまちづくりを 目指してできること



伏見小学校の一斉下校訓練の様子

「安心して暮らしたい」それは誰もが心から願っていることです。しかし、新聞やテレビでは、交通事故や事件が毎日のように報道され、子どもが巻き込まれる事件が後を絶ちません。

地域では、子どもたちが危険な目に遭うことなく、安心して暮らせるまちを自分たちでつくっていきこうとさまざまな活動が行われています。

今回は、こうした地域の安全を守る取り組みをご紹介します。

編集：中央区市民部総務企画課広聴係 〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目 ☎(011)231-2400（内線224） FAX(011)231-6539

中央区役所 〒060-8612 南3西11 ☎231-2400
中央保健センター 〒060-0063 南3西11 ☎511-7221
中央区土木センター 〒060-0012 北12西23 ☎614-5800

中央区民センター 〒060-0062 南2西10 ☎271-1100
旭山公園通地区センター 〒064-0809 南9西18 ☎520-1700

「区民のひろば～中央区からのお知らせ～」 ラジオノスタルジア（FM78.6MHz） 毎週月曜午後0時30分～
「中央区だより」 ラジオカロスサッポロ（FM78.1MHz） 毎週金曜午前10時10分～

安全に歩けるみちづくり

歩ける道づくりに取り組んでいます。

昨年一年間に区内で発生した交通事故は二千百九十三件。このうち歩行中や自転車利用中の事故で二人の尊い命が失われ六百七十四人が負傷しました。皆さんにも、事故に至らないまでも、道路を歩いていてヒヤリとしたりハッとした経験はありませんか？

札幌市は、市内九地区を「あんしん歩行エリア」に指定し、誰もが安全に安心して

指定対象となった桑園地区では「あんしん歩行エリア住民検討会」を設置し、昨年八月から、地域住民や地元企業、小学校、警察などが集まり、危険箇所の把握と事故対策の検討を行ってきました。

集めた数々の危険箇所情報を基に、十一月に実際に現地を歩いて状況を確認しました。この結果を子どもにも分かりやすく知らせるために、危険箇所をイラストで示す工夫を



▲子どもに分かりやすいようイラストを用いたヒヤリハット地図



▲検討会で地区ごとに危険箇所の情報を発表

凝らした「ヒヤリハット地図」(左上参照)を作成しました。

地図の裏面には、歩行や自転車に乗る際の交通安全のポイントが掲載されています。完成した地図は、区役所やJR桑園駅などに置いてあります。検討会は二月までで終了しましたが、参加者からは「さまざまな団体と行政が一体となって安心安全なまちづくりに取り組むのは大変意義がある。今後も継続してみちづくりを見守りたい。」との意見が出されていました。

市は、今後実施する競馬場の線歩道拡幅や、交差点改良などに、検討会で出された安全に関する意見を反映させることにしています。

地域で防犯を考える

西創成地区では、昨年十一月に「西創成地区地域課題ワークショップ」が開催されました。地域ぐるみで犯罪のない安全なまちづくりに取り組む契機にしようとして西創成親和会が主催し、同地区の防犯担当者が約三十人が参加しました。

参加者は、防犯活動についてアドバイスを受けた後、パトロールの方策や不法投棄など、地域の課題を話し合いました。



雪まつり会場をパトロール

ライトアップされた雪像が立ち並び、大勢の見物客でにぎわったさっぽろ雪まつり大通会場。ここでも防犯活動が行われていました。NPO法人ガーディアン

エンジェルス札幌支部の皆さんは、普段すきの周辺などで活動を行っています。安心して雪像見物が出るようにと、おなじみの赤のジャンパーとベレー帽を身にまとい、会場をパトロールしていました。



三つの地域が協力して

見守り活動

東北、苗穂、東地区では、「地域の子どもを見守る」を合言葉に、地区を越えた防犯の取り組みを始めています。

昨年十一月、三地区の連合町内会と学校、PTA、警察が連携して「東北・苗穂・東地区の子どもを見守る会」が発足しました。現在、三百人近くの住民が見守りボランティアに登録し、買い物や犬の散歩を行いながら地域内をパトロールして、子どもたちを温かく見守っています。

ボランティアの皆さんは「子どもが犬をかわいがってくれる」「出勤途中の皆さんに『ご苦勞様』と感謝されま



▲見守りボランティアは腕章、犬はバンダナをつけてパトロール

す」とパトロール中の様子を話してくれました。子どもたち

ちや地域にもしつかり認知されているようです。

苗穂連合町内会の大島脩会

長も小学生の登校にあわせてパトロールを行っています。

「最近では小学生のほうから『おはようございます』とあいさつされるようになってきました」とうれしそうに話す大島会長。

「子どもたちが地域の活動を理解して、やがて大人にな



▲作成中の安全マップを広げる見守りボランティアの皆さん

ったときに、この輪に加わってくれるといいですね」と語ってくれました。

同見守る会では、現在、子ども110番の家（左下参照）などの情報を掲載した安全マップの完成を目指しています。

子どもを見守る

ネットワーク

これまでに、地域やPTAによって独自に子どもを見守る取り組みは行われていたが、最近、パトロールや安全マップ作りなどで他団体と連携を図る動きが活発になっていきます。

区は、こうした各地区の取り組みがより効果をあげられるよう、活動を進める上で必要な情報提供や各団体の活動内容の情報交換を目的に、各取り組み団体のネットワークづくりを進めています。



安心・安全なまちをつくるためには、そこに暮らす一人ひとりが自分たちの住む街に関心を持ち、安全に関する意識を高めることが大切です。家族や地域の仲間と交通安全や防犯について話し合い、活動を始めてみませんか。

地域とのつながりを

深めながら防犯を



札幌市立伏見小学校
こうざいやす お
香西尉男 先生

札幌市立伏見小学校では、平成十六年十二月に「伏見の子どもを見守る会」が発足し、学校、PTA、町内会などが連携して防犯に取り組んでいます。

「見守る会」の活動について、同校の香西尉男先生にお話を伺いました。



学校の集団下校訓練にあわせて地域の見守り活動を設定するなど、お互いに協力しあって防犯活動を行っ

ています。

見守る会が各家庭に配布した防犯パトロール用の腕章を、授業参観日に着用して来校する方がいるなど、皆さん防犯意識が高いです。子どもの安全を守るためには家庭や地域の協力が本当に大切だと感じています。「見守る会」ができたことによりお互いの連携がしやすくなりました。防犯活動ばかりではなく、学校の特別活動の中で、地域の皆さんに講師としておいでいただき、町内会のことや伏見の歴史などのお話をさせていただいております。日ごろから地域と子どもたちのつながりを深めながら、地域全体で防犯を考えなければと思っています。

子ども110番の家

子どもが危険を感じたときの緊急避難先が「子ども110番の家」。お子さんと一緒に通学路を確認してみたいかがでしょうか。



※図柄は地域によって異なります。



冬の震災体験(1/21)



幌西小学校（南10西17）において、幌西地区連合町内会による防災訓練が行われ、地域住民ら約200人が参加しました。

マグニチュード6.5の直下型地震が発生したとの設定で、参加者はバケツリレーによる消火活動や、人形を使った救助訓練などを体験しました。

雪に埋もれたダミー人形の救助訓練には、災害救助犬協会から2匹の救助犬「ミミ」と「ナナ」も参加しました。

豊平館で消防総合訓練(1/26)

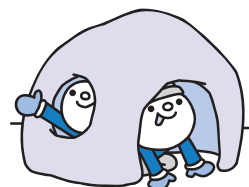
第52回「文化財防火デー」にあわせ、国の重要文化財である豊平館（中島公園 1-20）において、消防総合訓練が実施され、同館職員や中央消防署員約60人が参加しました。

1階広間から出火したとの想定で、職員による自衛消防隊が消火器や屋内消火栓を使って初期消火にあたったほか、避難誘導訓練を行いました。



苗穂はるにれ児童会館（北1東10）において、同館主催の「はるにれ雪まつり」が開催され、地域の乳幼児から大人まで約120人が参加しました。

はるにれ雪まつり(2/4)



地域の協力で設営されたソリコースやかまくら、雪のままごとなどのコーナーとともに、中央中学校の協力による雪の結晶観察会が行われ、子どもたちは大喜びでした。



情報 オアシス

3月11日からの内容です

人口 203,850人
(前月比+127)
男 91,351人
女 112,499人
世帯数 109,042世帯
(前月比+54)
平成18年2月1日現在

区役所窓口の 変更のお知らせ

新年度から区役所の窓口が一部変わります。

組織体制の見直しにより、
税務部・保健福祉部について、
窓口などの変更を予定しております。

詳しくは、広報さつぽろ4
月号にてご案内いたします。

〔詳細〕 納税課

保健福祉サービス課

☎(231) 2400

国民健康保険からの お知らせ

保険料の減免申請受け付け
と夜間相談について

平成17年中の収入が失業な
どにより前年と比べて大幅に
減少し、保険料の納付が困難
になった方は、申請により保

険料が減免になる場合があります。

区役所2階保険年金課
(南3西11)で減免申請を受
け付けています。3月31日(金)

までに、平成17年中の収入を

証明する書類(確定申告書

(控)・源泉徴収票(給与収入

・年金収入など)・年間の給与

明細・雇用保険受給者証明書

など)を持参のうえ、ご相談

ください。

なお、保険料を納付できな

い事情があり、平日の午後5

時15分までに区役所へお越し

になれない方は、夜間相談を

行っていますので、ご利用く

ださい。

▽夜間相談 3月29日(水)、30

日(木)の午後8時まで。

※夜間相談は、庁舎南側玄関

からお入りください。

〔詳細〕 保険年金課収納係

☎(231) 2400

市税納付など 夜間・休日相談窓口の開設

市税を納付できない事情が
あり、日中や平日にお越しに
なれない方に対して、夜間・
休日相談を行いますので、ご
利用ください。

▽夜間相談 3月27日(月)～30

日(木)の午後8時まで。

▽休日相談 3月11日(土)、12

日(日)の午前9時から午後4時

まで。25日(土)、26日(日)の午前

9時から午後3時まで。
※夜間・休日相談は、庁舎南
側玄関からお入りください。

〔詳細〕 納税課 ☎(231) 2400

河川への雪捨ては やめましょう

川に雪を捨てると、雪が詰
まって水が流れなくなります。
河川のはんらんの原因となり
ますのでやめましょう。

〔詳細〕 河川管理課

☎(211) 2626

～犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう～

動物病院名	住 所	電話番号
表参道ペットクリニック	北2西17-1-11	642-1001
三國犬猫科医院	北6西25-1-15	621-0711
ノバ動物病院	北7西15三耕千葉ビル	612-9711
梅原ペットホスピタル	南4西23-2-25	513-9611
おおい動物病院	南8西23-4-8	551-2247
天内獣医科病院	南11西10-1-11	511-0406
セントラルペットクリニック	南11西14-1-24	512-1203
山鼻動物病院	南11西14-2-32	512-1228
ハーティ動物病院	南12西7-1-3	511-3751
オオバ動物病院	南13西14-3-28	552-2411
石山通り動物病院	南17西10-1-25	563-9976
にしせん小動物医院	南19西14-1-7	561-8631
三上動物病院	南2東2	221-7300
円山動物病院	宮の森1-11-1-37	644-1056
赤レンガワンにゃんクリニック	宮の森1-15-3-5	616-1212
星川動物病院	宮の森2-6-2-10	612-2211
宮の森アニマルホスピタル	宮の森4-10-3-14	612-7855

※休診日は病院によって異なります。電話で確認してください。
※登録手数料3,200円、注射手数料2,490円、注射済票交付手数料700円です。

〔詳細〕 動物管理センター ☎736-6134

交通事故発生件数

	発生件数	死 者 数	傷 者 数
中 央 区	353 (+7)	0 (-1)	431 (-7)
札 幌 市	1,910 (-105)	1 (-1)	2,338 (-174)

※平成18年2月21日現在。
() は前年比

融雪期に入ります。車の走行や歩行には十分注意しましょう

子育て掲示板

～子育てに役立つ情報を提供するコーナーです～

「子育てサロン」に参加しませんか

親子が自由に集い、交流できる場です。お子さんと一緒に気軽に参加し、集まった皆さんと楽しく交流しましょう。

◆**日程・会場** 右表の通り。

◆**時間** 午前10時30分～正午。

◆**対象** 0歳から小学校就学前までのお子さんと保護者。これから、お父さんお母さんになる方。地域にお住まいで、親子と一緒に遊びたい方。

◆**費用** 無料。

◆**申込** 不要。当日、直接会場へお越しください。

(詳細) 保健福祉サービス課子育て支援担当

☎511-6399

会 場	所在地	曜日	開始日
山鼻かしわ児童会館	南15西8	火	4月18日
桑園児童会館	北7西15		
山鼻児童会館	南24西13	水	4月19日
緑丘児童会館	南10西23	木	4月20日
苗穂はるにれ児童会館	北1東10		
幌西児童会館	南14西16	金	4月21日
円山児童会館	北1西23		
宮の森児童会館	宮の森2-5		

※小学校の夏休みなどの長期休業期間を除きます。

※平成18年4月より子育てサロンの運営は、児童会館へ移行します。

(健)康guide

中央保健センターからのお知らせ

(申込・詳細) 保健センター地域保健課
〒060-0063 南3西11 ☎511-7221

【地域健康づくり講演会～性感染症予防について】

HIV(エイズウイルス)に感染し、発症する数は年々増加傾向にあります。「HIV感染」、「性感染症」などの予防のため、自ら正しい知識を持ち、適切な行動が取れるようにしましょう。

◆**内容** 講演「今危ない性感染症について～意外と知らない感染症の落とし穴～」(講師：吉尾弘医師～医療法人社団産婦人科吉尾医院院長)

◆**日時** 3月23日(木)午後2時～3時30分(受け付けは午後1時30分から)。

◆**会場** 資生館小学校(南3西7)。

◆**対象** 区内在住の方。

◆**定員・費用** 50人・無料。

◆**申込** 3月13日(月)午前9時から電話で(ファクス不可)。西創成まちづくりセンター(☎521-2384)または、中央保健センター(☎511-7221)へ。先着順。

【区民健康講演会～紫外線による眼病を予防するには】

健康づくりの手軽な取り組みとして人気の高いウォーキングを応援するために正しい健康情報をお届けします。講演会に参加して、効果的な健康づくり

に取り組みましょう。

◆**内容** 講演「ウォーキングに必要な紫外線対策とは?～眼病予防の具体的な方法等について～」(講師：猪野健二郎医師～医療法人社団いの眼科院長)。

◆**日時** 3月24日(金)午後1時～2時(受け付けは午後0時30分から)。

◆**会場** 中央保健センター2階講堂(南3西11)。

◆**対象** 区内在住の方。

◆**定員・費用** 70人・無料。

◆**申込** 3月13日(月)午前9時から電話で(ファクス不可)。先着順。

◆**その他** 参加した方には「ちゅうおう区ウォーキングマップ」を差し上げます。

【区民健康講演会～不妊症に悩まないために】

札幌市では、不妊に悩む方への相談や情報提供を行う不妊の相談事業を昨年スタートしました。

そこで、皆さんが気軽に参加し不妊症を正しく理解できる講演会を開催し、当相談事業の紹介も併せて行います。

◆**内容** 講演「不妊症に悩まないために～原因・治療等の現状」(講師：東口篤司医師～国家公務員共済組合連合会斗南病院生殖内分泌科長・医学博士)。

◆**日時** 4月7日(金)午後2時～3時30分(受け付けは午後1時30分から)。

◆**会場** 中央保健センター2階講堂(南3西11)。

◆**対象** 区内在住の方。

◆**定員・費用** 50人・無料。

◆**申込** 3月22日(水)午前9時から電話で(ファクス不可)。先着順。

「事故を起こさない、事故に遭わない」意識をもって運転しましょう

税の申告はお済みですか？

住民税・所得税・贈与税・消費税および地方消費税の相談と受け付けを下表の通り行っていますので、お早めに申告しましょう。

区分	住民税の申告(市・道民税) ※所得税申告済みの方は不要。	区分	所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者)	所得税・贈与税の 申告と納税	消費税および地方消費税 の申告と納税(個人事業者)
期 間	3月15日(水)まで ※土・日曜日は休みです。	期 間	3月15日(水)まで ※各会場とも土・日曜日は休みです。		3月31日(金)まで
会 場	中央区役所 1階ロビー (中央区南3条西11丁目)	会 場	中央区民センター 1階ギャラリー (中央区南2条西10丁目)	札幌中税務署 (中央区大通西10丁目札幌第二合同庁舎) 札幌西税務署 (西区発寒4条1丁目)	
時 間	午前8時45分～ 午後5時15分	時 間	午前9時30分～正午 午後1時～4時 ※午前中に受け付けされた方でも、込み具合によっては、午後からの相談になることがありますのでご了承ください。	午前9時～正午 午後1時～5時	
詳 細	中央区役所 課税課市民税係 ☎231-2400 (内線)282～287 410～412	詳 細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 税務相談室 札幌国税局 ☎261-7755 札幌西分室 ☎666-5150		

中央保健センターの健康相談日程(4月～)

保健センターでは、皆さんの健康を守るため、下記の各種健康相談や健康診査を行っていますのでご利用ください。

◆子どものために

4カ月児健診(同時にBCG接種を実施).....火(第1～3週)

※BCG接種のみをご希望の方は保健センターへお問い合わせください。

乳幼児健診(10カ月児、再来).....木()

1歳6カ月児健診.....水 {偶数月:第1～3週
奇数月:第1・2週}3歳児健診.....月 {偶数月:第1～3週
奇数月:第1・2週
5月のみ第2・3週}

乳幼児精神発達相談(予約制).....木(第1～4週)

歯科相談.....水(第1・3週)

離乳期講習会.....金(第2週)

チャレンジむし歯ゼロセミナー.....水(第4週)

母と子の歯みがき教室.....金(第3週)

<受付時間>

午前8時45分～10時

〃

〃

午後1時～2時

午後1時30分～4時

午後1時～2時

午後1時～1時20分

午前9時45分～10時

午後1時45分～2時

◆大人のために

胃がん・大腸がん検診(予約制).....金(第2週)

歯科相談.....水(第1・3週)

妊婦歯科相談.....水()

母性健康相談.....火(第1～3週)

妊産婦健康相談.....木(第1・3週)

女性の健康相談.....木(第2・4週)

母親教室(※1月と8月は休みます).....水(第1～4週)

午前8時45分～10時

午後1時～2時

〃

午前8時45分～10時

午後1時～2時

〃

午後1時～1時30分

エキノコックス検査(予約制・無料).....水(第2・4週)

C型肝炎ウイルス検査(予約制).....水()

エイズ検査・相談(予約制・匿名・無料).....水()

午後1時～2時

〃

〃

(申込・詳細) 保健センター地域保健課 ☎511-7221

引っ越しの季節です 区役所での手続き一覧

表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。
ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。
(詳細) 中央区役所各担当課へ ☎231-2400

項 目		転出(中央区から市外へ)	転入(市外から中央区へ)	札幌市内での区間異動・中央区内での転居	担当
住所変更		転出届 →あらかじめまたは転出した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など) 転出先の住所(最低でも市区町村名まで)が必要です。	転入届 →転入した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)、転出証明書(前住所地で発行) 正確な住所(○番○号か○番地、マンション名等・部屋番号まで)を確認して届けてください。市内の他区へ住所を異動する場合は、旧住所地の区役所に行く必要はありません。	転入・転居届 →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	戸籍住民課
印鑑登録		印鑑登録証の返還 →登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑、所定の本人確認書類(事前に戸籍住民課へお問い合わせください)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
転校(小・中学校)		在学証明書・教科書無償給与証明書を今までの学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険		脱退手続き、国民健康保険証の返還(転出前に) ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	加入される方は加入手続き →転入した日から14日以内 ※印鑑(通帳使用印)、預金通帳、本人確認書類(免許証、保険証など)、世帯主の保険証など	住所変更手続き →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※国民健康保険証	保険年金課
介護保険		保険証の返還(要介護認定を受けている方は受給資格証明書の交付手続き) ※印鑑、介護被保険者証、納付通知書	新たに加入手続き →転入した日から14日以内 ※印鑑、本人確認書類(免許証、保険証など)、受給資格証明書(前住所地で交付を受けている方)	住所変更手続き →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※介護被保険者証	
国民年金	加 入 者	第1号被保険者(自営業・学生など)と任意加入の方は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。第3号被保険者は、配偶者の勤務先に届け出が必要です。			
	受 給 者	年金の種類により手続きが異なりますので、「ねんきんダイヤル(☎0570-07-1165)」または、札幌西社会保険事務所(☎241-7281)、保険年金課へお問い合わせください。			
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		転出の届け出 ※印鑑	住所変更手続き ※印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、住民票(世帯全員)など	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	保健福祉サービス課
敬老手帳 (65歳以上の方)		敬老手帳の返還 ※敬老手帳	新たに申請手続き ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		手続きは特に必要ありません	1月1日から6月30日までに住民登録をされた方は、9月交付になります(8月に案内通知が届きます)。	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉乗車証などの返還 ※福祉乗車証など	住所変更手続き ※印鑑、手帳(療育手帳は本人の顔写真が必要)	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※印鑑、手帳	
児童手当		消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当		転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※手当証書	
特別児童扶養手当		転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書、世帯全員の住民票(道外からの転入の場合)	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※手当証書	
医療助成		受給者証の返還	新たに申請手続き ※印鑑、保険証、所得証明書、身体障害者手帳、療育手帳など	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※受給者証	
固定資産税		不動産(土地、建物)をお持ちの市町村へ住所変更の連絡をしてください。			課税課
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車		場合により手続きが異なりますので、事前に課税課へお問い合わせください。		転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	

広 告 欄